

## 会員各位

平素より大変お世話になっております。

警察庁より、警察行政手続きの一部についてオンライン申請の運用開始に関する周知依頼がございましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

### 1. 運用開始日

令和7年12月15日（月）より

### 2. 運用方法

総務省所管の e-Gov（電子政府の総合窓口）において、必要事項を入力のうえ、宛先（所轄警察署等）を指定して申請が可能となります。

### 3. 対象となる主な警察行政手続き

以下の手続きについて、オンライン申請が可能となります。

- 風俗営業等の 許可申請
- 特例風俗営業者申請
- 変更承認申請
- 変更届出 等

※オンライン申請開始後も、従来どおり紙による申請は引き続き可能です。

### 4. 添付書類・データ容量について

- 法令上必要な添付書類についても、データでの送信が可能です。
- データ容量の上限は 約 80MB となっており、上限を超える場合は、従来どおり持参または郵送による提出が必要となります。

### 5. 手数料の納付について

- e-Gov 上での手数料納付はできません。
- 手数料は、これまでどおり警察署等での納付が必要です。
- なお、一部の都道府県警察では、独自システムにより手数料納付機能を導入している場合がありますので、申請にあたっては各都道府県警察の運用をご確認ください。

### 6. e-Gov の利用について

- e-Gov を利用するには、アカウントの作成が必須となります。
- 操作方法等の詳細については、以下の公式ガイドをご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide>

### 7. 許可証等の交付について（重要）

- 申請はオンラインで行えますが、許可証等の交付物については、風営法に関する手続きに限り、対面での現物交付のみとなります。
- オンラインでの交付は行われませんので、ご注意ください。

### 8. 管理者講習について

- 管理者講習については、一部の講習がオンライン（データ視聴）化される予定です。